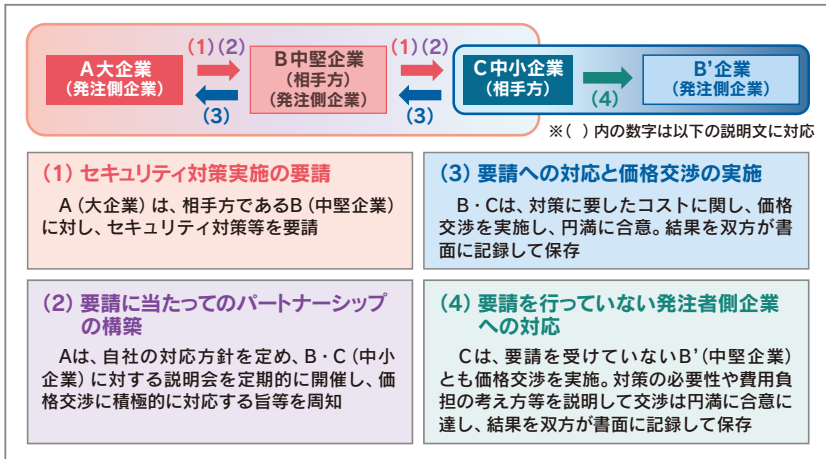


取引先へのサイバーセキュリティ対策 要請にあたってのパートナーシップ 構築に向けた想定事例

サプライチェーンにおける サイバーセキュリティ対策への 取り組みの実態

近年、大企業から中小企業までを含むサプライチェーン上の弱点を狙って、攻撃対象への侵入を図るサイバー攻撃が顕在化・高度化している。大企業(発注側企業)の取引先である中小企業等(取引の相手方)において、サイバー攻撃に対する対策が不十分である場合、サイバー攻撃の影響は、その取引の相手方から製品やサービスを調達している発注側企業の事業活動にまで影響を及ぼすことになる。そのため、サイバーセキュリティ対策は、自社に限らず、その取引先の安心と安全を守る

図表 サプライチェーンのイメージと想定事例の各場面



取引の目的である製品・サービスにおけるサイバーセキュリティ対策を要請する場合のほか、取引の相手方における組織体としてのサイバーセキュリティ対策が要請されることが考えられる。

そして後者の場合の課題として、発注側企業の要請に基づき取引の相手方に発生したサイバーセキュリティ対策費用が、どのように

る観点から、サプライチェーン全体で取り組まなければならない。このような状況から、取引の慣行として、発注側企業では、チェックリストや監査等により取引の相手方の対策状況を確認しようとする取り組みが広がっている。しかし、サプライチェーンが複雑化・大規模化するほど、確認対象は直接の取引の相手方にとどまらず、再委託先等にまで波及し得るため、対策状況の把握等の難易度は高まり、大きな負担が生じている。

サプライチェーン対策 評価制度の検討

そこで、このような課題を解決すべく、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」(SCS「Supply Chain

価格交渉が行われて価格に転嫁されるのかについて、これまでのガイドラインでは必ずしも明らかにされておらず、産業界からは対策費用負担の考え方がイメージできないといった意見が寄せられていた。

そこで、今般、経済産業省および公正取引委員会において、産業界や中小企業団体の意見も踏まえ、サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上を後押しする観点から、組織体としてのサイバーセキュリティ対策を要請する場面を対象に、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられる想定事例を作成した(図表)。この想定事例に基づいた対応を行った場合、通常は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)および製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(取適法)上の問題は生じないと考えられる。

想定事例の概要

想定事例は、発注側企業から取引の相手方に対し、SCS評価制度の対策を要請することを前提としている。この理由は、国が示すサイバーセキュリティの適切な段階に基づく対策を要請することは、合理的範囲を超えた負担を課すものではないと考えられるためである。

この前提のもと、独占禁止法や取適法との関係で問題ないといえるためには、発注側企業と取引の相手方との間でパートナーシップを構築し、取引に際して価格交渉を実施し、双方が円満に合意することが重要である。そ

経済産業省商務情報政策局
サイバーセキュリティ課長

武尾伸隆
たけお のぶたか



Security)評価制度)の検討が進んでいる。同制度は、経済産業省、内閣官房国家サイバー統括室(NCO)および情報処理推進機構(IPA)の連携のもと、2026年度末頃の開始を目指している。この仕組みは、2社間の取引契約等において、発注側企業が取引の相手方に対し、サイバーセキュリティ対策における適切な段階を「★」印で提示し、示された対策を促すとともに実施状況の確認を容易にすることで、サプライチェーン全体でのセキュリティ対策水準の向上と、取引コスト低減の両方を狙うものである。

サイバーセキュリティ対策要請に あたっての課題とその対応

上記の対策が要請される具体的な場合とは、

のため想定事例は、取引の相手方がサイバーセキュリティ対策に乏しいという前提のもと、発注側企業が、取引の相手方を支援するため説明会を開催して具体的な対策方法の提示を行うとともに、価格交渉に積極的に応じる旨を示したうえで、具体的な対策を要請し、要請を受けた取引の相手方は、要請に基づきサイバーセキュリティ対策を実施し、発注側企業と価格交渉を行い、双方が円満に合意したうえで結果を書面に保存するものとしている。

また、取引の相手方にとっては、サイバーセキュリティ対策要請を行っていない発注側企業であっても価格交渉の対象となると考えられるが、取引の相手方が、このような発注側企業に価格交渉の申し入れをすることは容易でないと考えられる。そこで想定事例では、公正取引委員会の事前相談制度等や取引先(こみ寺)中小企業庁の委託事業などの相談窓口を活用したうえで、発注側企業に価格交渉を行うものとしている。

なお、想定事例の作成に合わせて、想定事例の考え方をまとめた解説も作成しているの

(注2) https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/hontai_1028.pdf

(注3) https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/partnership_souejireikaisetu.pdf

(注1)「サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて」(2022年10月28日経済産業省、公正取引委員会)